



平成22年8月19日

生駒市長 山下 真 様

生駒市病院事業推進委員会

委員長 関 本 美 穂

生駒市立病院の管理に関する基本協定書について(答申)

平成22年6月17日に諮問された生駒市立病院の管理に関する基本協定書案について、本委員会において慎重に審議した結果、別紙意見のとおり答申します。

生駒市立病院の管理に関する基本協定書案に対する生駒市病院事業推進委員会の意見

| 条項 | 多数意見 | 少数意見 |
|--|---------------------------------|---|
| 表題 | | |
| 生駒市立病院の管理に関する基本協定書 | 表題中「管理」を「管理運営」に修正する。 | |
| 第1章 総則 | | |
| (目的) 第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、生駒市立病院を適正かつ円滑に管理するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。 | 第1条中「管理」を「管理運営」に修正する。 | |
| (公共性等の尊重) 第2条 2 甲は、市民に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図るため、乙の能力が最大限発揮されるよう、本業務の実施に当たって、乙の実施方法や提案等を尊重するものとする。 | 第2条第2項中「サービスの効果」を「サービスの質」に修正する。 | 第2条第2項を次のように修正する。 「2 甲は、乙の行う事業をサポートすることによって市民に対するサービスの質及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図る。」 |
| 第2章 本業務の管理 | | |
| (会計年度、経理の区分及び帳簿の記帳) 第11条 3 乙は、本業務に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存しなければならない。 | 原案を承認する。 | 第11条第3項中「本業務に係る収入及び支出の状況」を「本業務に係る財務の状況」に、「当該収入及び支出に係る帳簿」を「財務諸表（正味財産増減計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書、財産目録）」に修正する。 |
| 第3章 本業務の範囲 | | |
| (本業務の範囲) 第12条 本業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) 市立病院における診療（診療時間外における救急診療を含む。）及び検診 | 第12条第1号中「検診」を「健診」に修正する。 | |

| 条項 | 多数意見 | 少数意見 |
|--|---|------|
| 第4章 本業務の実施 | | |
| <p>(再委託の禁止)</p> <p>第14条 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲と協議し了承を得なければならない。</p> | <p>第14条第1項を次のように修正する。 「乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲と協議し了承を得た場合はこの限りでない。」</p> | |
| <p>(医療事故等の対応)</p> <p>第16条 乙は、医療行為等に係る事故により、患者又はその他の者に対し、損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。 2 前項の場合において、乙は、速やかに適切な措置をとるとともに、甲に報告するものとする。 3 甲が、第1項の損害に対する賠償を行った場合には、乙に対する求償権を有するものとする。ただし、第32条の賠償責任保険により補てんされた場合は、その限度において乙はその責めを負わない。</p> | <p>第16条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。 「3 第1項に係る事故が発生した場合、甲及び乙は、互いに協力して相手方に対し、誠意を持って対応するものとする。」</p> | |
| <p>(施設等の改良、改修及び修繕)</p> <p>第18条 施設等の改良及び改修工事（施設等の原型を変更し機能の向上を伴う工事又は施設等の延命を伴う工事をいう。）は、甲の予算の定めるところにより甲が実施する。</p> | <p>別表との整合性がとれていないため別表の文言を修正する。</p> | |
| <p>(医療機器等)</p> <p>第19条 2 乙は、医療機器等のうち甲乙協議して定めた主要なものについて、本業務を開始したときは、速やかに甲に報告するものとする。その更新したとき又は新規調達したときも、また同様とする。</p> | <p>第19条第2項の次に、次の1項を追加する。 「3 乙は、医療機器等の更新が遅れ、市民から最新の医療を受ける機会を奪うことのないよう、医療機器等の更新には常に注意を怠らないこととする。」</p> | |

| 条項 | 多数意見 | 少数意見 |
|--|---|---|
| 第5章 事業計画、事業報告等 | | |
| <p>(業務実施状況の調査等) 第24条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき必要があると認めるときは、事業報告書の確認のほか、乙による本業務の実施状況を確認し、対象施設の管理の適正を期することを目的として、乙に対し、本業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査を行うとともに、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。</p> | <p>第24条の見出し「(業務実施状況の調査等)」を「(業務実施状況の調査及び改善指示等)」に修正する。</p> | <p>第24条の見出し「(業務実施状況の調査等)」を「(業務実施状況の調査及び改善指示)」に修正する。</p> |
| | <p>第25条として「管理運営協議会の設置」を入れ、それ以降の「条項番号」を繰り下げる。 「(管理運営協議会の設置) 第25条 病院の管理運営に市民等の意見を反映させるため、甲及び乙は市立病院管理運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 2 協議会は甲、乙、公募市民、医師会等医療従事者その他甲が適当と認める者によって構成する。 3 協議会は別に定める規定により運営し、原則、公開とする。」</p> | <p>第25条の次に次の1条を加える。 「(管理運営協議会の設置) 第26条 甲及び乙は、市立病院の活動・運営について、市民、患者と意見を交換し、医師会等と協議する場として、生駒市立病院管理運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 2 協議会の運営及び委員その他必要な事項については、甲乙協議して別に定める。」 以下、1条ずつ繰り下げる。</p> |
| 第6章 利用料金等 | | |
| 第7章 損害賠償 | | |
| <p>(損害賠償義務) 第30条 乙は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲はその全部又は一部を免除することができる。</p> | <p>原案を承認する。</p> | <p>第30条を次のように修正する。 「(損害賠償請求) 第30条 甲又は乙は、相手方が本協定に違反したことにより、損害が発生したと認められるときは、相手側に対し損害賠償請求をすることができる。」</p> |

| 条項 | | | | 多数意見 | | | | 少数意見 | | | |
|---|--|-------|---|--|------------------------------------|-------|---|------|--|--|--|
| 第8章 指定期間の満了 | | | | | | | | | | | |
| 第9章 指定の取消し | | | | | | | | | | | |
| (不可抗力による指定の取消し) 第39条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。 | | | | 第39条を次のように修正する。 (不可抗力発生時の対応) 第39条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、本業務の速やかな回復について協議するものとする。 | | | | | | | |
| 第10章 雑則 | | | | | | | | | | | |
| 別表(第33条関係) | | | | | | | | | | | |
| 別表(第49条関係) | | | | 「別表(第49条関係)」を「別表(第33条関係)」に修正する。 表題として「リスク負担区分表」を加える。 「施設・設備・備品(医療機器、什器備品等)の管理」の内容を次のとおり修正する。それ以外については、原案を承認する。 | | | | | | | |
| 施設・設備・備品(医療機器、什器備品等)の管理 | 維持管理 | | ○ | 施設・設備・備品(医療機器、什器備品等)の管理 | 維持管理 | | ○ | | | | |
| | 乙の管理上における瑕疵及び乙の責に帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷 | | ○ | | 施設・設備の改良・改修 | ○ | | | | | |
| | 上記以外による施設・設備の損傷 | 両者の協議 | | | 施設・設備の修繕 | | ○ | | | | |
| | 備品の整備・更新 | | ○ | | 乙の管理上における瑕疵及び乙の責に帰すべき事由による施設・設備の損傷 | | ○ | | | | |
| | 施設・設備の改良・改修 | ○ | | | 上記以外による施設・設備の損傷 | 両者の協議 | | | | | |
| | | | | 備品の整備・更新 | | ○ | | | | | |

生駒市立病院の管理に
関する基本協定書案

(諮問案)

平成22年6月

生駒市立病院の管理に関する基本協定書（案）

生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、生駒市立病院の管理について以下のとおり基本協定を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、生駒市立病院を適正かつ円滑に管理するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性等の尊重）

第2条 乙は、生駒市立病院の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、市民に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図るため、乙の能力が最大限発揮されるよう、本業務の実施に当たって、乙の実施方法や提案等を尊重するものとする。

（信義則）

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第4条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（管理施設）

第5条 生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号。以下「設置条例」という。）の規定に基づき、乙が指定管理者として管理する施設は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 生駒市立病院
- (2) 所在地 生駒市東生駒1丁目6番地

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、前項の施設を管理しなければならない。

（協定期間）

第6条 本協定の期間は、甲が乙を指定管理者として指定する期間（生駒市立病院開設の日から同日から20年を経過する日の属する年度の末日まで）とする。

第2章 本業務の管理

(許認可の取得)

第7条 乙は、本業務の実施に際し、必要な官公署の免許、許可、認可等（甲が行うものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の規定に必要な経費は、乙が負担するものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、本業務の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、本業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）する場合には、再委託先に対し、前項に定める義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

(個人情報の保護等)

第9条 乙は、本業務を実施するため個人情報を取り扱う場合、生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）第13条の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 乙は、本業務において保有する個人情報について、本人から開示、訂正、削除又は利用停止の請求があった場合については、生駒市個人情報保護条例の規定に基づき適切に処理するものとする。

3 前2項に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議により別に定めるものとする。

(情報公開)

第10条 乙は、生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）第26条の規定に基づき、生駒市立病院（以下「市立病院」という。）の管理に関して保有する情報の公開に関し別に定める必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 乙は、行政文書の開示請求に伴い、甲から市立病院の管理に関して保有する文書等の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

(会計年度、経理の区分及び帳簿の記帳)

第11条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 乙は、本業務の実施に係る経理については、乙の他の事業に係る経理と区分し、別に勘定を設けて整理するものとし、独立した管理口座で管理するものとする。

3 乙は、本業務に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存しなければならない。

4 前項に規定する書類について甲が閲覧を求めた場合は、乙はこれに応じなければならない。

第3章 本業務の範囲

(本業務の範囲)

第12条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市立病院における診療（診療時間外における救急診療を含む。）及び検診
- (2) 市立病院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 市立病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (4) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、甲が必要と認める業務

第4章 本業務の実施

(本業務の実施)

第13条 乙は、本協定、年度協定（当該会計年度における事項について別に定める協定をいう。）、関係法令、条例等のほか、設置条例に基づく病院事業計画（以下「病院事業計画」という。）及び第22条の規定に基づき乙が提出する事業計画書に従って本業務を実施しなければならない。

- 2 本協定、年度協定及び事業計画書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲と協議し了承を得なければならない。

- 2 前項の規定により、乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(医療機能等)

第15条 乙は、設置条例及び病院事業計画に定める診療科目及び病床に係る医療機能を提供するものとする。

- 2 乙は、地域の医療機関等と連携し、これを支援しながら、地域全体の医療供給体制の向上に努めるものとする。
- 3 乙は、医師、看護師等必要な医療従事者の確保・育成に努めるものとし、良質かつ安定的な医療のために必要な研修等を行い、その資質の向上に努めるものとする。

(医療事故等の対応)

第16条 乙は、医療行為等に係る事故により、患者又はその他の者に対し、損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

- 2 前項の場合において、乙は、速やかに適切な措置をとるとともに、甲に報告するものとする。
- 3 甲が、第1項の損害に対する賠償を行った場合には、乙に対する求償権を有するものとする。ただし、第32条の賠償責任保険により補てんされた場合は、その限度において乙はその責めを負わない。

(施設、設備等の維持管理)

第17条 市立病院並びにそれに付随する設備及び附帯施設（以下「施設等」という。）については、乙の負担で維持管理を行う。

- 2 乙は、施設等を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(施設等の改良、改修及び修繕)

第18条 施設等の改良及び改修工事（施設等の原型を変更し機能の向上を伴う工事又は施設等の延命を伴う工事をいう。）は、甲の予算の定めるところにより甲が実施する。

- 2 前項に定めるもののほか、施設等の修繕工事等は、乙の費用負担でもって乙が実施する。この場合において、事前に甲乙協議のうえ甲の承認を得るものとする。

(医療機器等)

第19条 医療機器その他の備品（医療情報システム、什器及び消耗品を含む。以下「医療機器等」という。）は、乙が整備し、その維持管理、保守及び修繕に必要な経費は、乙の負担とする。

- 2 乙は、医療機器等のうち甲乙協議して定めた主要なものについて、本業務を開始したときは、速やかに甲に報告するものとする。その更新したとき又は新規調達したときも、また同様とする。

(利用者の安全の確保に関すること)

第20条 乙は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、防犯・防災対策等、利用者の安全を確保するものとする。

- 2 前項の安全確保のため、各種マニュアルを作成し、職員を指導し、万一に備えて職員を訓練しなければならない。

(緊急時の対応)

第21条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故又は災害等（以下「事故等」という。）の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲を含む関係者に対して発生内容及びその措置の内容について報告しなければならない。
- 3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力してその原因調査に当たるものとする。

第5章 事業計画、事業報告等

(事業計画書)

第22条 乙は、毎年度開始前の甲が指定する期日までに、医療提供計画、施設管理計画その他甲が指示する事項を記載した当該年度に係る事業計画書を甲に提出し、その承認を得るものとする。

(事業報告書等)

第23条 乙は、別に定める事項を日報として記録するとともに、毎月終了後、当該事項を記載した月次事業報告書を作成し、翌月の甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項の規定に基づき毎会計年度終了後、別に定める事項を記載した年度事業報告書を作成し、翌年度の4月末日までに甲に提出しなければならない。

3 乙は、年度途中において指定管理者の指定を取り消された場合は、指定が取り消された日から30日以内に、当該年度の事業報告書を甲に提出しなければならない。

4 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

5 乙は、毎会計年度終了後3月以内に、医療法(昭和23年法律第205号)第52条に規定する乙の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書を甲に提出するものとする。

(業務実施状況の調査等)

第24条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき必要があると認めるときは、事業報告書の確認のほか、乙による本業務の実施状況を確認し、対象施設の管理の適正を期することを目的として、乙に対し、本業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査を行うとともに、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による調査を拒み、妨げ、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。

3 甲は、第1項の規定による調査の結果、乙による本業務の実施が本協定に定める条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を指示するものとする。

4 乙は、前項の規定による改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(その他の報告)

第25条 乙は次の各号に掲げる事項については、事前に甲に報告するものとする。

- (1) 病院長の任免に関する事
- (2) その他本業務に係る重要な事項に関する事

2 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、

直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6章 利用料金等

(利用料金)

第26条 利用料金は、設置条例の規定に基づき乙が徴収の上、乙の収入として収受するものとし、これに係る事務及び経費については、乙の負担とする。

- 2 地方自治法第244条の2第9項の規定に基づき利用料金は、生駒市病院事業使用料及び手数料条例（平成〇年〇月生駒市条例第〇号。以下「使用料等条例」という。）第〇条に規定する利用料金の範囲内において、乙が定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けなければならない。

(手数料の徴収)

第27条 甲は、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、手数料の徴収に関する業務を乙に委託する。

- 2 手数料は、使用料等条例で定める額とする。
- 3 甲は、手数料に相当する額を委託料として乙に支払う。
- 4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(国、県補助金相当額の交付)

第28条 甲は、本業務を対象とした国及び奈良県からの補助制度により、当該補助金を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。

- 2 前項の補助金に係る申請は、甲乙協議の上、甲が行うものとする。

(指定管理者負担金)

第29条 乙は、甲の市立病院に係る費用に充てるための負担として、毎事業年度、甲に指定管理者負担金（以下「負担金」という。）を支払うものとする。この場合において、負担金の額その他の事項は、年度協定で定めるものとする。

- 2 負担金の額は、市立病院の施設等に係る毎事業年度の減価償却費相当額とする。

第7章 損害賠償

(損害賠償義務)

第30条 乙は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲はその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第31条 本協定の履行に際し、第三者に与えた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由に基づく損害の場合は、甲がこれを負担する。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(保険)

第32条 本業務の実施に当たり、乙は、甲及び乙を被保険者とする賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。ただし、施設等に係る火災保険は、甲が加入し、その保険料を負担するものとする。

2 乙が本業務の実施に当たり保険に加入した場合は、当該保険に係る証券又はこれに代わるものの写しを甲に提示するものとする。

(リスク分担)

第33条 本業務の実施に関するリスクの負担区分については、別表に定めるところによる。

第8章 指定期間の満了

(原状回復義務)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき、第38条第1項若しくは第39条第2項の規定により指定を取り消されたとき、又は第37条第1項の規定により指定を取り消され若しくは期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定期間の開始日を基準として、施設等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、別途甲が定める状態で施設等を明け渡すことができるものとする。

(医療機器等の扱い)

第35条 本協定の終了に際し、医療機器等の扱いについては、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して適正な価格により、引き継ぐことができるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第36条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 乙は、指定期間終了後若しくは指定の取消し等により甲又は甲の指定する者へ業務を引き継ぐ際は、必要なデータ等を甲又は甲が指定する者に遅滞なく提供するものとする。

第9章 指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第37条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、地方自治法第24

4条の2第11項の規定により乙に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

(1) 乙が第24条第4項の規定に基づく適切な措置をとらなかったとき。

(2) 乙がその責に帰すべき事由により、関係法令及び本協定等に定める義務を履行しなかったとき。

(3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(4) 乙が著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適正を欠くと甲が認めたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が指定管理者として本業務を継続することが適当でないと甲が認める場合

2 甲は、前項各号の規定により指定の取消しを行う場合、事前にその旨を乙に通知するものとする。

3 甲は、第1項第1号から第5号までの規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、乙に対して損害の賠償及び違約金の支払を求めることができるものとする。

4 前項に規定する指定の取消しに係る違約金の額は、甲が乙を指定管理者として指定した期間の中で各年度において本来乙が支払うべき第29条に規定する指定管理者負担金の額として最も高い額と同額とする。

5 甲は、第1項各号の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲は一切の責を負わないものとする。

(指定の取消しの申出)

第38条 乙は、本業務を継続することができない事情が生じた場合において、指定管理者の指定の取消しを求めるときは、指定の取消を求める日の2年以上前までに申し出、甲と協議するものとする。この場合において、甲が次の指定管理者を指定し本業務を引き継ぐまで、乙は本業務を実施しなければならない。

2 乙は、甲の指定管理者の選定に対して誠実に協力するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第39条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の規定による協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって、甲及び乙に発生する損害及び損失は、甲乙協議により定めるものとする。

第10章 雑則

(協定の変更)

第40条 本協定で定める事項については、社会情勢又は経済情勢の著しい変化等の特別の事情があるときは、甲乙協議により協定の改定をすることができることとする。

(監査)

第41条 乙は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、甲の監査委員が本業務を監査するにあたり、必要に応じ実地調査及び必要な記録の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(合意管轄)

第42条 本協定に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第43条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議により、これを決定するものとする。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：生駒市東新町8番38号
生駒市長

乙：大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長

別表（第 49 条関係）

| 項 目 | 内 容 | リスク分担 | |
|-------------------------|--|-------|---|
| | | 甲 | 乙 |
| 債務不履行 | 甲が協定内容を不履行 | ○ | |
| | 乙が業務又は協定内容を不履行 | | ○ |
| 運営費の上昇 | 乙側の要因による運営費用の増大 | | ○ |
| | 甲側の要因による運営費用の増大 | ○ | |
| | 施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加 | 両者の協議 | |
| | 人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加 | | ○ |
| 診療報酬の改定 | 収入・支出の増減 | | ○ |
| 書類の誤り | 甲が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | 事業計画書等乙が提案した内容の誤りによるもの | | ○ |
| 住民対応 | 乙が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等 | | ○ |
| 情報の安全管理 | 乙の責に帰すべき事由による個人情報への漏洩や犯罪発生等 | | ○ |
| 要求水準の未達成 | 協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等 | | ○ |
| 需要変動・施設の競合 | 需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減 | | ○ |
| 施設・設備・備品（医療機器、什器備品等）の管理 | 維持管理 | | ○ |
| | 乙の管理上における瑕疵及び乙の責に帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷 | | ○ |
| | 上記以外による施設・設備の損傷 | 両者の協議 | |
| | 備品の整備・更新 | | ○ |
| | 施設・設備の改良・改修 | ○ | |
| 管理運営上の事故等に伴う損害賠償 | 医療事故等 | | ○ |
| | 騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合 | | ○ |
| | 甲側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担 | ○ | |
| | 上記以外の場合 | 両者の協議 | |
| 事業終了時の費用 | 指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用 | | ○ |
| 不可抗力 | 自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業 | 両者の協議 | |

資 料

- ・ 生駒市立病院の管理に関する基本協定書の諮問案
及び答申を反映した案対照表
- ・ 生駒市病院事業推進委員会委員名簿
- ・ 生駒市病院事業推進委員会開催経過

生駒市立病院の管理に関する基本協定書の諮問案及び答申を反映した案対照表

修正箇所 = 下線表記

| 諮 問 案 | 答申を反映した案 |
|---|---|
| <p>生駒市立病院の<u>管理</u>に関する基本協定書（案）</p> <p>生駒市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会（以下「乙」という。）とは、生駒市立病院の<u>管理</u>について以下のとおり基本協定を締結する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、生駒市立病院を適正かつ円滑に<u>管理</u>するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>（公共性等の尊重）</p> <p>第2条 乙は、生駒市立病院の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。</p> <p>2 甲は、市民に対する<u>サービスの効果</u>及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図るため、乙の能力が最大限発揮されるよう、本業務の実施に当たって、乙の実施方法や提案等を尊重するものとする。</p> | <p>生駒市立病院の<u>管理運営</u>に関する基本協定書（案）</p> <p>生駒市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、生駒市立病院の<u>管理運営</u>について以下のとおり基本協定を締結する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、生駒市立病院を適正かつ円滑に<u>管理運営</u>するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。</p> <p>（公共性等の尊重）</p> <p>第2条 乙は、生駒市立病院の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。</p> <p>2 甲は、市民に対する<u>サービスの質</u>及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図るため、乙の能力が最大限発揮されるよう、本業務の実施に当たって、乙の実施方法や提案等を尊重するものとする。</p> |

(信義則)

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第4条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(管理施設)

第5条 生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号。以下「設置条例」という。）の規定に基づき、乙が指定管理者として管理する施設は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 生駒市立病院
- (2) 所在地 生駒市東生駒1丁目6番地

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、前項の施設を管理しなければならない。

(協定期間)

第6条 本協定の期間は、甲が乙を指定管理者として指定する期間（生駒市立病院開設の日から同日から20年を経過する日の属する年度の末日まで）とする。

第2章 本業務の管理

(許認可の取得)

(信義則)

第3条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第4条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(管理施設)

第5条 生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号。以下「設置条例」という。）の規定に基づき、乙が指定管理者として管理する施設は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 生駒市立病院
- (2) 所在地 生駒市東生駒1丁目6番地

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、前項の施設を管理しなければならない。

(協定期間)

第6条 本協定の期間は、甲が乙を指定管理者として指定する期間（生駒市立病院開設の日から同日から20年を経過する日の属する年度の末日まで）とする。

第2章 本業務の管理

(許認可の取得)

第7条 乙は、本業務の実施に際し、必要な官公署の免許、許可、認可等（甲が行うものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の規定に必要な経費は、乙が負担するものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、本業務の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、本業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）する場合には、再委託先に対し、前項に定める義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

（個人情報の保護等）

第9条 乙は、本業務を実施するため個人情報を取り扱う場合、生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）第13条の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 乙は、本業務において保有する個人情報について、本人から開示、訂正、削除又は利用停止の請求があった場合には、生駒市個人情報保護条例の規定に基づき適切に処理するものとする。

3 前2項に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議により別に定めるものとする。

（情報公開）

第10条 乙は、生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）第26条の規定に基づき、生駒市立病院（以

第7条 乙は、本業務の実施に際し、必要な官公署の免許、許可、認可等（甲が行うものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の規定に必要な経費は、乙が負担するものとする。

（秘密の保持）

第8条 乙は、本業務の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

2 乙は、本業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）する場合には、再委託先に対し、前項に定める義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

（個人情報の保護等）

第9条 乙は、本業務を実施するため個人情報を取り扱う場合、生駒市個人情報保護条例（平成10年3月生駒市条例第1号）第13条の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

2 乙は、本業務において保有する個人情報について、本人から開示、訂正、削除又は利用停止の請求があった場合には、生駒市個人情報保護条例の規定に基づき適切に処理するものとする。

3 前2項に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議により別に定めるものとする。

（情報公開）

第10条 乙は、生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）第26条の規定に基づき、生駒市立病院（以

下「市立病院」という。)の管理に関して保有する情報の公開に関し別に定める必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 乙は、行政文書の開示請求に伴い、甲から市立病院の管理に関して保有する文書等の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

(会計年度、経理の区分及び帳簿の記帳)

第11条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 乙は、本業務の実施に係る経理については、乙の他の事業に係る経理と区分し、別に勘定を設けて整理するものとし、独立した管理口座で管理するものとする。

- 3 乙は、本業務に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存しなければならない。

- 4 前項に規定する書類について甲が閲覧を求めた場合は、乙はこれに応じなければならない。

第3章 本業務の範囲

(本業務の範囲)

第12条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市立病院における診療(診療時間外における救急診療を含む。)及び検診
- (2) 市立病院の施設及び設備の維持管理に関する業務

下「市立病院」という。)の管理に関して保有する情報の公開に関し別に定める必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 乙は、行政文書の開示請求に伴い、甲から市立病院の管理に関して保有する文書等の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

(会計年度、経理の区分及び帳簿の記帳)

第11条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 乙は、本業務の実施に係る経理については、乙の他の事業に係る経理と区分し、別に勘定を設けて整理するものとし、独立した管理口座で管理するものとする。

- 3 乙は、本業務に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存しなければならない。

- 4 前項に規定する書類について甲が閲覧を求めた場合は、乙はこれに応じなければならない。

第3章 本業務の範囲

(本業務の範囲)

第12条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市立病院における診療(診療時間外における救急診療を含む。)及び健診
- (2) 市立病院の施設及び設備の維持管理に関する業務

- (3) 市立病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (4) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、甲が必要と認める業務

第4章 本業務の実施

（本業務の実施）

- 第13条 乙は、本協定、年度協定（当該会計年度における事項について別に定める協定をいう。）、関係法令、条例等のほか、設置条例に基づく病院事業計画（以下「病院事業計画」という。）及び第22条の規定に基づき乙が提出する事業計画書に従って本業務を実施しなければならない。
- 2 本協定、年度協定及び事業計画書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

（再委託の禁止）

- 第14条 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲と協議し了承を得なければならない。
- 2 前項の規定により、乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が

- (3) 市立病院の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関する業務
- (4) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、甲が必要と認める業務

第4章 本業務の実施

（本業務の実施）

- 第13条 乙は、本協定、年度協定（当該会計年度における事項について別に定める協定をいう。）、関係法令、条例等のほか、設置条例に基づく病院事業計画（以下「病院事業計画」という。）及び第22条の規定に基づき乙が提出する事業計画書に従って本業務を実施しなければならない。
- 2 本協定、年度協定及び事業計画書の規定の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、年度協定、事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

（再委託の禁止）

- 第14条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲と協議し了承を得た場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により、乙が本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて、乙の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が

負担するものとする。

(医療機能等)

第15条 乙は、設置条例及び病院事業計画に定める診療科目及び病床に係る医療機能を提供するものとする。

2 乙は、地域の医療機関等と連携し、これを支援しながら、地域全体の医療供給体制の向上に努めるものとする。

3 乙は、医師、看護師等必要な医療従事者の確保・育成に努めるものとし、良質かつ安定的な医療のために必要な研修等を行い、その資質の向上に努めるものとする。

(医療事故等の対応)

第16条 乙は、医療行為等に係る事故により、患者又はその他の者に対し、損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

2 前項の場合において、乙は、速やかに適切な措置をとるとともに、甲に報告するものとする。

3 甲が、第1項の損害に対する賠償を行った場合には、乙に対する求償権を有するものとする。ただし、第32条の賠償責任保険により補てんされた場合は、その限度において乙はその責めを負わない。

(施設、設備等の維持管理)

第17条 市立病院並びにそれに付随する設備及び附帯施設(以下「施設等」という。)については、乙の負担で維持管理を行う。

負担するものとする。

(医療機能等)

第15条 乙は、設置条例及び病院事業計画に定める診療科目及び病床に係る医療機能を提供するものとする。

2 乙は、地域の医療機関等と連携し、これを支援しながら、地域全体の医療供給体制の向上に努めるものとする。

3 乙は、医師、看護師等必要な医療従事者の確保・育成に努めるものとし、良質かつ安定的な医療のために必要な研修等を行い、その資質の向上に努めるものとする。

(医療事故等の対応)

第16条 乙は、医療行為等に係る事故により、患者又はその他の者に対し、損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

2 前項の場合において、乙は、速やかに適切な措置をとるとともに、甲に報告するものとする。

3 第1項に係る事故が発生した場合、甲及び乙は、互いに協力して相手方に対し、誠意を持って対応するものとする。

4 甲が、第1項の損害に対する賠償を行った場合には、乙に対する求償権を有するものとする。ただし、第33条の賠償責任保険により補てんされた場合は、その限度において乙はその責めを負わない。

(施設、設備等の維持管理)

第17条 市立病院並びにそれに付随する設備及び附帯施設(以下「施設等」という。)については、乙の負担で維持管理を行う。

2 乙は、施設等を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(施設等の改良、改修及び修繕)

第18条 施設等の改良及び改修工事(施設等の原型を変更し機能の向上を伴う工事又は施設等の延命を伴う工事をいう。)は、甲の予算の定めるところにより甲が実施する。

2 前項に定めるもののほか、施設等の修繕工事等は、乙の費用負担をもって乙が実施する。この場合において、事前に甲乙協議のうえ甲の承認を得るものとする。

(医療機器等)

第19条 医療機器その他の備品(医療情報システム、什器及び消耗品を含む。以下「医療機器等」という。)は、乙が整備し、その維持管理、保守及び修繕に必要な経費は、乙の負担とする。

2 乙は、医療機器等のうち甲乙協議して定めた主要なものについて、本業務を開始したときは、速やかに甲に報告するものとする。その更新したとき又は新規調達したときも、また同様とする。

(利用者の安全の確保に関すること)

第20条 乙は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、防犯・防災対策等、利用者の安全を確保するものとする。

2 乙は、施設等を本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(施設等の改良、改修及び修繕)

第18条 施設等の改良及び改修工事(施設等の原型を変更し機能の向上を伴う工事又は施設等の延命を伴う工事をいう。)は、甲の予算の定めるところにより甲が実施する。

2 前項に定めるもののほか、施設等の修繕工事等は、乙の費用負担をもって乙が実施する。この場合において、事前に甲乙協議のうえ甲の承認を得るものとする。

(医療機器等)

第19条 医療機器その他の備品(医療情報システム、什器及び消耗品を含む。以下「医療機器等」という。)は、乙が整備し、その維持管理、保守及び修繕に必要な経費は、乙の負担とする。

2 乙は、医療機器等のうち甲乙協議して定めた主要なものについて、本業務を開始したときは、速やかに甲に報告するものとする。その更新したとき又は新規調達したときも、また同様とする。

3 乙は、医療機器等の更新が遅れ、市民から最新の医療を受ける機会を奪うことのないよう、医療機器等の更新には常に注意を怠らないこととする。

(利用者の安全の確保に関すること)

第20条 乙は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、防犯・防災対策等、利用者の安全を確保するものとする。

2 前項の安全確保のため、各種マニュアルを作成し、職員を指導し、万々に備えて職員を訓練しなければならない。

(緊急時の対応)

第21条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故又は災害等(以下「事故等」という。)の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、乙は、甲を含む関係者に対して発生内容及びその措置の内容について報告しなければならない。

3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力してその原因調査に当たるものとする。

第5章 事業計画、事業報告等

(事業計画書)

第22条 乙は、毎年度開始前の甲が指定する期日までに、医療提供計画、施設管理計画その他甲が指示する事項を記載した当該年度に係る事業計画書を甲に提出し、その承認を得るものとする。

(事業報告書等)

第23条 乙は、別に定める事項を日報として記録するとともに、毎月終了後、当該事項を記載した月次事業報告書を作成し、翌月の甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。

2 前項の安全確保のため、各種マニュアルを作成し、職員を指導し、万々に備えて職員を訓練しなければならない。

(緊急時の対応)

第21条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故又は災害等(以下「事故等」という。)の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、乙は、甲を含む関係者に対して発生内容及びその措置の内容について報告しなければならない。

3 事故等が発生した場合、乙は甲と協力してその原因調査に当たるものとする。

第5章 事業計画、事業報告等

(事業計画書)

第22条 乙は、毎年度開始前の甲が指定する期日までに、医療提供計画、施設管理計画その他甲が指示する事項を記載した当該年度に係る事業計画書を甲に提出し、その承認を得るものとする。

(事業報告書等)

第23条 乙は、別に定める事項を日報として記録するとともに、毎月終了後、当該事項を記載した月次事業報告書を作成し、翌月の甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定に基づき毎会計年度終了後、別に定める事項を記載した年度事業報告書を作成し、翌年度の4月末日までに甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、年度途中において指定管理者の指定を取り消された場合は、指定が取り消された日から30日以内に、当該年度の事業報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。
- 5 乙は、毎会計年度終了後3月以内に、医療法（昭和23年法律第205号）第52条に規定する乙の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書を甲に提出するものとする。

（業務実施状況の調査等）

- 第24条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき必要があると認めるときは、事業報告書の確認のほか、乙による本業務の実施状況を確認し、対象施設の管理の適正を期することを目的として、乙に対し、本業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査を行うとともに、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定による調査を拒み、妨げ、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。
 - 3 甲は、第1項の規定による調査の結果、乙による本業務の実施が本協定に定める条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を指示するものとする。

- 2 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項の規定に基づき毎会計年度終了後、別に定める事項を記載した年度事業報告書を作成し、翌年度の4月末日までに甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、年度途中において指定管理者の指定を取り消された場合は、指定が取り消された日から30日以内に、当該年度の事業報告書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。
- 5 乙は、毎会計年度終了後3月以内に、医療法（昭和23年法律第205号）第52条に規定する乙の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監査報告書を甲に提出するものとする。

（業務実施状況の調査及び改善指示等）

- 第24条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき必要があると認めるときは、事業報告書の確認のほか、乙による本業務の実施状況を確認し、対象施設の管理の適正を期することを目的として、乙に対し、本業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査を行うとともに、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。
- 2 乙は、前項の規定による調査を拒み、妨げ、又は資料の提出若しくは報告を怠ってはならない。
 - 3 甲は、第1項の規定による調査の結果、乙による本業務の実施が本協定に定める条件を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善を指示するものとする。

4 乙は、前項の規定による改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(その他の報告)

第25条 乙は次の各号に掲げる事項については、事前に甲に報告するものとする。

- (1) 病院長の任免に関する事
- (2) その他本業務に係る重要な事項に関する事

2 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6章 利用料金等

(利用料金)

第26条 利用料金は、設置条例の規定に基づき乙が徴収の上、乙の収入として収受するものとし、これに係る事務及び経費については、乙の負担とする。

2 地方自治法第244条の2第9項の規定に基づき利用料金

4 乙は、前項の規定による改善の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(管理運営協議会の設置)

第25条 病院の管理運営に市民等の意見を反映させるため、甲及び乙は市立病院管理運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、甲、乙、公募市民、医師会等医療従事者その他甲が適当と認める者によって構成する。

3 協議会は、別に定める規定により運営し、原則、公開とする。

(その他の報告)

第26条 乙は次の各号に掲げる事項については、事前に甲に報告するものとする。

- (1) 病院長の任免に関する事
- (2) その他本業務に係る重要な事項に関する事

2 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第6章 利用料金等

(利用料金)

第27条 利用料金は、設置条例の規定に基づき乙が徴収の上、乙の収入として収受するものとし、これに係る事務及び経費については、乙の負担とする。

2 地方自治法第244条の2第9項の規定に基づき利用料金

は、生駒市病院事業使用料及び手数料条例（平成〇年〇月生駒市条例第〇号。以下「使用料等条例」という。）第〇条に規定する利用料金の範囲内において、乙が定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けなければならない。

（手数料の徴収）

第27条 甲は、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、手数料の徴収に関する業務を乙に委託する。

- 2 手数料は、使用料等条例で定める額とする。
- 3 甲は、手数料に相当する額を委託料として乙に支払う。
- 4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（国、県補助金相当額の交付）

第28条 甲は、本業務を対象とした国及び奈良県からの補助制度により、当該補助金を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。

- 2 前項の補助金に係る申請は、甲乙協議の上、甲が行うものとする。

（指定管理者負担金）

第29条 乙は、甲の市立病院に係る費用に充てるための負担として、毎事業年度、甲に指定管理者負担金（以下「負担金」という。）を支払うものとする。この場合において、負担金の額その他の事項は、年度協定で定めるものとする。

- 2 負担金の額は、市立病院の施設等に係る毎事業年度の減価償却費相当額とする。

は、生駒市病院事業使用料及び手数料条例（平成〇年〇月生駒市条例第〇号。以下「使用料等条例」という。）第〇条に規定する利用料金の範囲内において、乙が定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けなければならない。

（手数料の徴収）

第28条 甲は、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、手数料の徴収に関する業務を乙に委託する。

- 2 手数料は、使用料等条例で定める額とする。
- 3 甲は、手数料に相当する額を委託料として乙に支払う。
- 4 前3項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（国、県補助金相当額の交付）

第29条 甲は、本業務を対象とした国及び奈良県からの補助制度により、当該補助金を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。

- 2 前項の補助金に係る申請は、甲乙協議の上、甲が行うものとする。

（指定管理者負担金）

第30条 乙は、甲の市立病院に係る費用に充てるための負担として、毎事業年度、甲に指定管理者負担金（以下「負担金」という。）を支払うものとする。この場合において、負担金の額その他の事項は、年度協定で定めるものとする。

- 2 負担金の額は、市立病院の施設等に係る毎事業年度の減価償却費相当額とする。

第7章 損害賠償

(損害賠償義務)

第30条 乙は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲はその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第31条 本協定の履行に際し、第三者に与えた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由に基づく損害の場合は、甲がこれを負担する。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(保険)

第32条 本業務の実施に当たり、乙は、甲及び乙を被保険者とする賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。ただし、施設等に係る火災保険は、甲が加入し、その保険料を負担するものとする。

2 乙が本業務の実施あたり保険に加入した場合は、当該保険に係る証券又はこれに代わるものの写しを甲に提示するものとする。

(リスク分担)

第33条 本業務の実施に関するリスクの負担区分については、別表に定めるところによる。

第7章 損害賠償

(損害賠償義務)

第31条 乙は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、甲はその全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第32条 本協定の履行に際し、第三者に与えた損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由に基づく損害の場合は、甲がこれを負担する。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(保険)

第33条 本業務の実施に当たり、乙は、甲及び乙を被保険者とする賠償責任保険に加入し、その保険料を負担するものとする。ただし、施設等に係る火災保険は、甲が加入し、その保険料を負担するものとする。

2 乙が本業務の実施に当たり保険に加入した場合は、当該保険に係る証券又はこれに代わるものの写しを甲に提示するものとする。

(リスク分担)

第34条 本業務の実施に関するリスクの負担区分については、別表に定めるところによる。

第8章 指定期間の満了

(原状回復義務)

第34条 乙は、指定期間が満了したとき、**第38条第1項**若しくは**第39条第2項**の規定により指定を取り消されたとき、又は**第37条第1項**の規定により指定を取り消され若しくは期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定期間の開始日を基準として、施設等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、別途甲が定める状態で施設等を明け渡すことができるものとする。

(医療機器等の扱い)

第35条 本協定の終了に際し、医療機器等の扱いについては、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して適正な価格により、引き継ぐことができるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第36条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。
2 乙は、指定期間終了後若しくは指定の取消し等により甲又は甲の指定する者へ業務を引き継ぐ際は、必要なデータ等を甲又は甲が指定する者に遅滞なく提供するものとする。

第9章 指定の取消し

第8章 指定期間の満了

(原状回復義務)

第35条 乙は、指定期間が満了したとき、**第39条第1項**若しくは**第40条第2項**の規定により指定を取り消されたとき、又は**第38条第1項**の規定により指定を取り消され若しくは期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定期間の開始日を基準として、施設等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、別途甲が定める状態で施設等を明け渡すことができるものとする。

(医療機器等の扱い)

第36条 本協定の終了に際し、医療機器等の扱いについては、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲乙協議により両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して適正な価格により、引き継ぐことができるものとする。

(業務の引継ぎ等)

第37条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。
2 乙は、指定期間終了後若しくは指定の取消し等により甲又は甲の指定する者へ業務を引き継ぐ際は、必要なデータ等を甲又は甲が指定する者に遅滞なく提供するものとする。

第9章 指定の取消し

(甲による指定の取消し)

第37条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により乙に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が第24条第4項の規定に基づく適切な措置をとらなかったとき。
 - (2) 乙がその責に帰すべき事由により、関係法令及び本協定等に定める義務を履行しなかったとき。
 - (3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (4) 乙が著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適正を欠くと甲が認めたとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が指定管理者として本業務を継続することが適当でないと甲が認める場合
- 2 甲は、前項各号の規定により指定の取消しを行う場合、事前にその旨を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、第1項第1号から第5号までの規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、乙に対して損害の賠償及び違約金の支払を求めることができるものとする。
- 4 前項に規定する指定の取消しに係る違約金の額は、甲が乙を指定管理者として指定した期間の内で各年度において本来乙が支払うべき**第29条**に規定する指定管理者負担金の額として最も高い額と同額とする。
- 5 甲は、第1項各号の規定により指定を取り消し、又は期間

(甲による指定の取消し)

第38条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により乙に対する指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 乙が第24条第4項の規定に基づく適切な措置をとらなかったとき。
 - (2) 乙がその責に帰すべき事由により、関係法令及び本協定等に定める義務を履行しなかったとき。
 - (3) 乙が甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (4) 乙が著しく市民の信頼を損なう行為を行うなど、指定管理者としての適正を欠くと甲が認めたとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が指定管理者として本業務を継続することが適当でないと甲が認める場合
- 2 甲は、前項各号の規定により指定の取消しを行う場合、事前にその旨を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、第1項第1号から第5号までの規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、乙に対して損害の賠償及び違約金の支払を求めることができるものとする。
- 4 前項に規定する指定の取消しに係る違約金の額は、甲が乙を指定管理者として指定した期間の内で各年度において本来乙が支払うべき**第30条**に規定する指定管理者負担金の額として最も高い額と同額とする。
- 5 甲は、第1項各号の規定により指定を取り消し、又は期間

を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲は一切の責を負わないものとする。

(指定の取消しの申出)

第38条 乙は、本業務を継続することができない事情が生じた場合において、指定管理者の指定の取消しを求めるときは、指定の取消を求める日の2年以上前までに申し出、甲と協議するものとする。この場合において、甲が次の指定管理者を指定し本業務を引き継ぐまで、乙は本業務を実施しなければならない。

2 乙は、甲の指定管理者の選定に対して誠実に協力するものとする。

(不可抗力による指定の取消し)

第39条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

2 前項の規定による協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって、甲及び乙に発生する損害及び損失は、甲乙協議により定めるものとする。

第10章 雑則

(協定の変更)

第40条 本協定で定める事項については、社会情勢又は経済情勢の著しい変化等の特別の事情があるときは、甲乙協議に

を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲は一切の責を負わないものとする。

(指定の取消しの申出)

第39条 乙は、本業務を継続することができない事情が生じた場合において、指定管理者の指定の取消しを求めるときは、指定の取消を求める日の2年以上前までに申し出、甲と協議するものとする。この場合において、甲が次の指定管理者を指定し本業務を引き継ぐまで、乙は本業務を実施しなければならない。

2 乙は、甲の指定管理者の選定に対して誠実に協力するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第40条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、本業務の速やかな回復について協議するものとする。

2 前項の規定による協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定の取消しを行うものとする。

3 前項における取消しによって、甲及び乙に発生する損害及び損失は、甲乙協議により定めるものとする。

第10章 雑則

(協定の変更)

第41条 本協定で定める事項については、社会情勢又は経済情勢の著しい変化等の特別の事情があるときは、甲乙協議に

より協定の改定をすることができることとする。

(監査)

第41条 乙は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、甲の監査委員が本業務を監査するにあたり、必要に応じ実地調査及び必要な記録の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(合意管轄)

第42条 本協定に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第43条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議により、これを決定するものとする。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：生駒市東新町8番38号
生駒市長

乙：大阪市北区梅田一丁目3番
1-1200号
医療法人 徳洲会
理事長

より協定の改定をすることができることとする。

(監査)

第42条 乙は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、甲の監査委員が本業務を監査するにあたり、必要に応じ実地調査及び必要な記録の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

(合意管轄)

第43条 本協定に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第44条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙協議により、これを決定するものとする。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：生駒市東新町8番38号
生駒市長

乙：

別表（第49条関係）

| 項目 | 内容 | リスク分担 | |
|---------|------------------------------|-------|---|
| | | 甲 | 乙 |
| 債務不履行 | 甲が協定内容を不履行 | ○ | |
| | 乙が業務又は協定内容を不履行 | | ○ |
| 運営費の上昇 | 乙側の要因による運営費用の増大 | | ○ |
| | 甲側の要因による運営費用の増大 | ○ | |
| | 施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加 | 両者の協議 | |
| | 人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加 | | ○ |
| 診療報酬の改定 | 収入・支出の増減 | | ○ |
| 書類の誤り | 甲が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | 事業計画書等乙が提案した内容の誤りによるもの | | ○ |
| 住民対応 | 乙が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等 | | ○ |
| 情報の安全管理 | 乙の責に帰すべき事由による個人情報情報の漏洩や犯罪発生等 | | ○ |

別表（第34条関係） リスク負担区分表

| 項目 | 内容 | リスク分担 | |
|---------|------------------------------|-------|---|
| | | 甲 | 乙 |
| 債務不履行 | 甲が協定内容を不履行 | ○ | |
| | 乙が業務又は協定内容を不履行 | | ○ |
| 運営費の上昇 | 乙側の要因による運営費用の増大 | | ○ |
| | 甲側の要因による運営費用の増大 | ○ | |
| | 施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加 | 両者の協議 | |
| | 人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加 | | ○ |
| 診療報酬の改定 | 収入・支出の増減 | | ○ |
| 書類の誤り | 甲が責任を持つ書類の誤りによるもの | ○ | |
| | 事業計画書等乙が提案した内容の誤りによるもの | | ○ |
| 住民対応 | 乙が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等 | | ○ |
| 情報の安全管理 | 乙の責に帰すべき事由による個人情報情報の漏洩や犯罪発生等 | | ○ |

| | | | |
|-------------------------|--|-------|---|
| 要求水準の未達成 | 協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等 | | ○ |
| 需要変動・施設の競合 | 需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減 | | ○ |
| 施設・設備・備品(医療機器、什器備品等)の管理 | 維持管理 | | ○ |
| | 乙の管理上における瑕疵及び乙の責に帰すべき事由による 施設・設備・備品等の損傷 | | ○ |
| | 上記以外による施設・設備の損傷 | 両者の協議 | |
| | 備品の整備・更新 | | ○ |
| | 施設・設備の改良・改修 | ○ | |
| 管理運営上の事故等に伴う損害賠償 | 医療事故等 | | ○ |
| | 騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合 | | ○ |
| | 甲側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担 | ○ | |

| | | | |
|--|--|-------|---|
| 要求水準の未達成 | 協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等 | | ○ |
| 需要変動・施設の競合 | 需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減 | | ○ |
| 施設・設備・備品(医療機器、什器備品等)の管理 | 維持管理 | | ○ |
| | 施設・設備の改良・改修 | ○ | |
| | 施設・設備の修繕 | | ○ |
| | 乙の管理上における瑕疵及び乙の責に帰すべき事由による 施設・設備の損傷 | | ○ |
| | 上記以外による施設・設備の損傷 | 両者の協議 | |
| | 備品の整備・更新 | | ○ |
| | 管理運営上の事故等に伴う損害賠償 | 医療事故等 | |
| 騒音、振動、悪臭の発生等施設の管理上において、周辺住民等第三者の生活環境を阻害し、損害を与えた場合 | | | ○ |
| 甲側の要因により、病院事業の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費の負担 | | ○ | |

| | 上記以外の場合 | 両者の協議 | |
|----------|---------------------------------------|-------|---|
| 事業終了時の費用 | 指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用 | | ○ |
| 不可抗力 | 自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業 | 両者の協議 | |

| | 上記以外の場合 | 両者の協議 | |
|----------|---------------------------------------|-------|---|
| 事業終了時の費用 | 指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用 | | ○ |
| 不可抗力 | 自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業 | 両者の協議 | |

生駒市病院事業推進委員会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 職 名 等 |
|-------------------|----------|---------------------------------------|
| 奈良県医師会を 代表する者 | 大 澤 英 一 | 奈良県医師会副会長 |
| 生駒地区医師会を 代表する者 | 梅 川 智三郎 | 生駒地区医師会副会長 |
| 生駒市医師会を 代表する者 | ○山 上 正 仁 | 生駒市医師会副会長 |
| 市民を代表する者 | 谷 口 公 | 公募市民 |
| | 南 文 雄 | 公募市民 |
| | 安 部 哲 史 | 公募市民 |
| 市議会を代表する者 | 井 上 充 生 | 生駒市議会議員 |
| 関係行政機関の職員 | 秋 吉 基 秀 | 生駒市消防長 |
| 学識経験者 | ◎関 本 美 穂 | 東京大学公共政策大学院 医療政策教育・研究ユニット 特任研究員 |

◎委員長 ○副委員長 (順不同、敬称略)

生駒市病院事業推進委員会開催経過

| 開催回数 | 開 催 日 |
|--------|--------------------|
| 第 6 回 | 平成 2 2 年 6 月 1 7 日 |
| 第 7 回 | 平成 2 2 年 7 月 5 日 |
| 第 8 回 | 平成 2 2 年 7 月 1 6 日 |
| 第 9 回 | 平成 2 2 年 7 月 2 6 日 |
| 第 10 回 | 平成 2 2 年 8 月 1 9 日 |